

平成 30 年度化学物質環境実態調査結果の活用状況

令和 2 年 12 月 17 日
環境保健部環境安全課

平成 30 年度の化学物質環境実態調査の結果は、第 25 回化学物質評価専門委員会の評価を経て、令和元年度版の「化学物質と環境」として公表した。

平成 30 年度の初期環境調査及び詳細環境調査の結果概要と要望部署における調査結果の活用状況は、それぞれ別表 1 及び 2 のとおりである。

(別表1)平成30年度初期環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[1]	o-アセトキシ安息香酸 (別名:アスピリン)	水質	不検出	0/21	nd	19 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在対象とされていないが水生生物への一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。
[2]	o-アニシジン	大気	不検出	0/14	nd	1.6 ng/m ³	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第19次取りまとめで公表する予定である。
[3]	2-エチルヘキサノ酸	水質	検出	1/19	nd~350 ng/L	160 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第一種指定化学物質であるが、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。
[4]	2-エトキシ-1-[2'-(5-オキソ-4,5-ジヒドロ-1,2,4-オキサジアゾール-3-イル)ピフェニル-4-イル]メチル]-1H-ベンゾイミダゾール-7-カルボン酸 (別名:アジルサルタン)	水質	検出	17/18	nd~24 ng/L	0.037 ng/L	PPCPs(Pharmaceuticals and Personal Care Products) 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、暴露情報等が不足しているため。	国内で広く検出されたことから、環境リスク評価を実施する必要性が高いと判断し、環境リスク初期評価の実施を要望した。
[5]	3-クロロ-5-[3'-(ジメチルアミノ)プロピル]-10,11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ[b,f]アゼピン (別名:クロミプラミン)	水質	検出	8/16	nd~1.5 ng/L	0.020 ng/L	PPCPs(Pharmaceuticals and Personal Care Products) 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、暴露情報等が不足しているため。	国内で広く検出されたことから、環境リスク評価を実施する必要性が高いと判断し、環境リスク初期評価の実施を要望した。
[6]	6-クロロ-7-スルファモイル-3,4-ジヒドロベンゾ[e][1,2,4]-チアジアジン=1,1-オキソド (別名:ヒドロクロチアジド)	水質	検出	16/16	0.44~39 ng/L	0.091 ng/L	PPCPs(Pharmaceuticals and Personal Care Products) 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、暴露情報等が不足しているため。	国内で広く検出されたことから、環境リスク評価を実施する必要性が高いと判断し、環境リスク初期評価の実施を要望した。

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[7]	1-(2-クロロトリチル)イミダゾール (別名:クロトリーマゾール)	水質	検出	11/16	nd~0.48 ng/L	0.043 ng/L	PPCPs(Pharmaceuticals and Personal Care Products) 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、暴露情報等が不足しているため。	国内で広く検出されたことから、環境リスク評価を実施する必要性が高いと判断し、環境リスク初期評価の実施を要望した。
[8]	2-(4-[2-(4-クロロベンゾイル)アミノ]エチル)フェノキシ)-2-メチルプロパン酸 (別名:ベザフィブラート)	水質	検出	11/18	nd~96 ng/L	0.99 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在対象とされていないが水生生物への一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。
[9]	サリチル酸及びその塩類(サリチル酸ナトリウムとして)	水質	検出	14/20	nd~1.400 ng/L	50 ng/L	PPCPs(Pharmaceuticals and Personal Care Products) 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、暴露情報等が不足しているため。	国内で広く検出されたことから、環境リスク評価を実施する必要性が高いと判断し、環境リスク初期評価の実施を要望した。
[10]	5 <i>H</i> -ジベンゾ[<i>b, f</i>]アゼピン-5-カルボキサミド (別名:カルバマゼピン)	水質	検出	16/16	0.11~54 ng/L	0.021 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在対象とされていないが水生生物への一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。
[11]	トリフルオロ酢酸	大気	検出	8/13	nd~120 ng/m ³	24 ng/m ³	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第20次以降の取りまとめで公表する予定である。
[12]	1,3,7-トリメチル-1 <i>H</i> -プリン-2,6(3 <i>H</i> ,7 <i>H</i>)-ジオン (別名:カフェイン)	水質	検出	18/18	7.4~2.400 ng/L	1.1 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在対象とされていないが水生生物への一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。
[13]	2-ナフチルアミン	大気	不検出	0/14	nd	0.85 ng/m ³	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第19次取りまとめで公表する予定である。
[14]	<i>p</i> -tert-ブチル安息香酸	水質	検出	16/18	nd~210 ng/L	18 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第19次取りまとめで公表する予定である。
		大気	検出	14/15	nd~24 ng/m ³	0.21 ng/m ³		

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[15]	5-(プロピオチオ)-1#ベンゾイミダゾール-2-イルカルバミド酸メチル (別名: アルベンダゾール) 及びその代謝物						PPCPs (Pharmaceuticals and Personal Care Products) 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、暴露情報等が不足しているため。	本調査において不検出であったので、環境リスク評価を実施する必要性は低いと判断した。
	[15-1] 5-(プロピオチオ)-1#ベンゾイミダゾール-2-イルカルバミド酸メチル (別名: アルベンダゾール)	水質	不検出	0/18	nd	1.1 ng/L		
	[15-2] 5-(プロピルスルホニル)-1#ベンゾイミダゾール-2-イルアミン (別名: アルベンダゾール-2-アミノスルホン)	水質	不検出	0/18	nd	10 ng/L		
	[15-3] 5-(プロピルスルフィニル)-1#ベンゾイミダゾール-2-イルカルバミド酸メチル (別名: アルベンダゾールスルホキシド)	水質	不検出	0/18	nd	6.8 ng/L		
	[15-4] 5-(プロピルスルホニル)-1#ベンゾイミダゾール-2-イルカルバミド酸メチル (別名: アルベンダゾールスルホン)	水質	不検出	0/18	nd	11 ng/L		
[16]	2-(<i>m</i> -ベンゾイルフェニル)プロピオン酸 (別名: ケトプロフェン)	水質	検出	12/17	nd~50 ng/L	0.055 ng/L	PPCPs (Pharmaceuticals and Personal Care Products) 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、暴露情報等が不足しているため。	国内で広く検出されたことから、環境リスク評価を実施する必要性が高いと判断し、環境リスク初期評価の実施を要望した。
[17]	ベンゾ[a]ピレン	水質	検出	9/23	nd~4.5 ng/L	0.086 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在対象とされていないが一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。
		底質	検出	20/20	2.7~5, 100 ng/g-dry	0.19 ng/g-dry		
[18]	(<i>E</i>)-5-メトキシ-4'-(トリフルオロメチル)バレロフェノン=0-(2-アミノエチル)オキシム (別名: フルボキサミン)	水質	不検出	0/17	nd~0.85 ng/L	34 ng/L	PPCPs (Pharmaceuticals and Personal Care Products) 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、暴露情報等が不足しているため。	本調査において不検出であったので、環境リスク評価を実施する必要性は低いと判断した。
[19]	2-メトキシ-5-メチルアニリン	大気	不検出	0/14	nd	1.4 ng/m ³	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第19次取りまとめで公表する予定である。

(別表2)平成30年度詳細環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[1]	アルキルベンゼンスルホン酸(アルキル基は直鎖状で炭素数が10から14までのもの。)及びその塩類(別名:LAS(アルキル基の炭素数が10から14までのもの。)及びその塩類)	底質	検出	11/25	nd~8,500	120	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
	[1-1] 直鎖デシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	底質	検出	9/25	nd~62	8.9		
	[1-2] 直鎖ウンデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	底質	検出	8/25	nd~1,000	38		
	[1-3] 直鎖ドデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	底質	検出	11/25	nd~2,600	40		
	[1-4] 直鎖トリデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	底質	検出	13/25	nd~4,700	32		
	[1-5] 直鎖テトラデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	底質	検出	16/25	nd~620	2.0		
[2]	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル-3-フェノキシベンジルエーテル(別名:エトフェンプロックス)	水質	不検出	0/25	nd	2.2 ng/L	化審法 化審法の施行上特に化学物質環境実態調査の必要があるため。	優先評価化学物質の指定の検討にあたり、スクリーニング評価に活用しているところ。
		底質	検出	14/16	nd~19 ng/g-dry	0.14 ng/g-dry		

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[3]	クロロ酢酸及びその塩類	水質	検出	3/24	nd~100 ng/L	29 ng/L	<p>化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。</p> <p>化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第一種指定化学物質であるが、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。</p>	<p>第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。</p> <p>今後の化管法の対象物質の見直しを行う際の基礎資料として活用する。</p>
[4]	N,N-ジメチルホルムアミド	水質	検出	13/25	nd~410 ng/L	59 ng/L	<p>化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。</p>	<p>優先評価化学物質の再指定の検討にあたり、スクリーニング評価に活用しているところ。</p>
[5]	チオシアン酸及びその塩類	水質	検出	24/24	2.5~120 ng/L	1.1 ng/L	<p>化審法 チオシアン酸銅(I)が優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。</p>	<p>第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。</p>

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況			
[6]	中鎖塩素化パラフィン類(アルキル鎖の炭素数が14から17までで、かつ、塩素数が4から9までのもの。)	水質	検出	3/23	nd~140 ng/L	20 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。			
		底質	検出	18/23	nd~6,000 ng/g-dry	27 ng/g-dry					
	[6-1] 塩素化テトラデカン類(塩素数が4から9までのもの。)	水質	検出	8/23	nd~47 ng/L	5.5 ng/L					
		底質	検出	19/23	nd~3,100 ng/g-dry	7.5 ng/g-dry					
	[6-2] 塩素化ペンタデカン類(塩素数が4から9までのもの。)	水質	検出	5/23	nd~37 ng/L	4.6 ng/L					
		底質	検出	19/23	nd~1,800 ng/g-dry	4.7 ng/g-dry					
	[6-3] 塩素化ヘキサデカン類(塩素数が4から9までのもの。)	水質	検出	2/23	nd~30 ng/L	5.8 ng/L					
		底質	検出	15/23	nd~750 ng/g-dry	7.8 ng/g-dry					
	[6-4] 塩素化ヘプタデカン類(塩素数が4から9までのもの。)	水質	検出	2/23	nd~22 ng/L	3.9 ng/L					
		底質	検出	15/23	nd~480 ng/g-dry	5.7 ng/g-dry					
	[7]	ヒドラジン	底質	検出	20/20	0.27~15 ng/g-dry			0.0096 ng/g-dry	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
			大気	検出	2/15	nd~0.65 ng/m ³			0.33 ng/m ³		

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[8]	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸及びその塩類	水質	不検出	0/24	nd	3,300 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
							化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在対象とされていないが一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	今後の化管法の対象物質の見直しを行う際の基礎資料として活用する。
[9]	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名:ペルメトリン)	水質	不検出	0/25	nd	0.31 ng/L	化審法 化審法の施行上特に化学物質環境実態調査の必要があるため。	優先評価化学物質の指定の検討にあたり、スクリーニング評価に活用しているところ。
		底質	検出	14/18	nd~32 ng/g-dry	0.22 ng/g-dry		
[10]	n-ヘキサン	水質	検出	1/25	nd~12 ng/L	10 ng/L	化審法(水質、底質) 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
		底質	不検出	0/21	nd	1.1 ng/g-dry	化管法(水質) 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第一種指定化学物質であるが、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	今後の化管法の対象物質の見直しを行う際の基礎資料として活用する。